平成２２年（フ）第３１２号
愛知県岡崎市真福寺町字中ノ坂１番地３　天神山マンションⅠ号館208
債務者　亀田　靖明
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
愛知県刈谷市中手町４丁目56番地　磯村アパート
債務者　近藤　正美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３１号
愛知県豊田市五ケ丘１丁目５番地５
債務者　三畑　道人
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５３号
愛知県豊田市千足町１丁目１番地55
債務者　小林　広也
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
愛知県碧南市千福町３丁目87番地１
債務者　村松　重光
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５５５号
愛知県豊田市若宮町４丁目54番地　楠マンション302号
債務者　細井　美樹（旧姓増山）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４５１号
大津市坂本５丁目29番３号、申立時の住所大津市坂本３丁目４番57号　102Ａ
債務者　足立　廣明
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２９９号
大津市大平２丁目33番３―202号、前住所大津市大江８丁目98番地の６
債務者　内野　耕治
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１１号
大津市仰木の里東１丁目12番22号　ｆｌｅｕｒ　ｏｇｉ　203号室、住民票上の住所新潟県五泉市南本町２丁目２番50号
債務者　関川　英美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１９号
滋賀県守山市石田町411番地４
債務者　林　八重子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３０号
大津市一里山３丁目１番７号　シャトー月輪２Ｄ
債務者　池藤ひとみ
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３４号
滋賀県湖南市岩根882番地１　パッション湖南903号室
債務者　今増　優子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３６号
滋賀県草津市西渋川２丁目10番20号　グリーンベル西渋川203号、前住所滋賀県草津市西渋川１丁目２番11　202号　グラン・ブルー草津
債務者　岸川　剛朗
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３８号
大津市国分１丁目13番69号
債務者　八尾ゆかり
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２７号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目７番４―305号
債務者　浦羽　竜子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３３４号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１１―502
債務者　村山　　覚
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第３３５号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１１―502
債務者　村山さつき（旧姓加地）
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部